

学 科	定 員	臨時増を 含む定員	志 願 者 数			合 格 者 数		
			男	女	計	男	女	計
商 業	2,880	2,979	1,437	1,806	3,243	1,312	1,599	2,911
水 産	160 (32)	160 (32)	122 (11)	0 (0)	122 (11)	142 (9)	0 (0)	142 (9)
家 庭	1,270	1,291	0	1,200	1,200	0	1,065	1,065
理 数	160	161	176	7	183	154	7	161
合 計	24,565 (400)	25,211 (400)	14,005 (333)	12,905 (60)	26,910 (393)	12,729 (190)	11,807 (46)	24,536 (236)

()内は推薦選抜による内数

- 合格者数には、再募集による合格者数を含めてある。
- 志願者数には、推薦選抜の志願者数を含めてある。

定 時 制 (特例としての再募集を除く)

学 科	定 員	臨時増を 含む定員	志 願 者 数			合 格 者 数		
			男	女	計	男	女	計
普 通	520	520	45	157	202	55	158	213
農 業	80 (16)	80 (16)	9 (0)	12 (0)	21 (0)	11 (0)	11 (0)	22 (0)
工 業	180	180	75	2	77	88	2	90
商 業	40	40	9	6	15	9	5	14
合 計	820 (16)	820 (16)	138 (0)	177 (0)	315 (0)	163 (0)	176 (0)	339 (0)

()内は推薦選抜による内数

- 合格者数には再募集による合格者数を含めてある。

〔養護教育室〕

1 指導行政の基本方針

昭和54年度より実施となる養護学校教育の義務制施行に対応するため、教育内容・方法の改善充実を指導行政の基本とした。なお、この基本方針の展開として、教育課程の充実、重度・重複障害教育の開発、教職員研修の充実、指導体制の整備の、四点があげられる。

2 指導組織

養護教育室長、主幹、指導主事4名、各教育事務所の養護教育担当指導主事7名(兼任)及び、養護教育担当指導委員8名をもって指導にあたった。

3 学校教育指導の重点

(1) 適正な就学指導の推進

- ア 各学校における心身障害児の就学指導組織を校務分掌上の組織として位置づける。
- イ 市町村心身障害児就学指導審議会、県心身障害児就学指導会議、その他の関係機関との、有機的連携を図る。
- ウ 全教員の心身障害児に関する校内研修を充実する。

(2) 盲・聾・養護学校、特殊学級の実態に即した運営

- ア 福祉・医療機関との密接な提携を図る。
- イ 健全児との適切な交流のしかたを工夫する。
- ウ 障害の多様化に応じられる研修の推進を図る。

(3) 障害の種別・程度に応じた教育課程の編成